

## 【労務】長時間労働が疑われる事業場に対する令和元年度の監督指導結果

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する令和元年度の監督指導結果」が公表されました。これは、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月までの間）に、長時間労働が疑われる32,981事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

令和元年度は、監督実施事業場のうち78.1%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。

平成30年度は、69.6%の事業場で法令違反という結果でしたので、若干増加してしまったことになります。

### ■令和元年度の監督指導結果のポイント

#### (1) 監督指導の実施事業場：32,981事業場

うち、25,770事業場（78.1%）で労働基準関係法令違反あり

#### (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

① 違法な時間外労働があったもの：15,593事業場（47.3%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるものは、5,785事業場（37.1%）

② 賃金不払残業があったもの：2,559事業場（7.8%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：6,419事業場（19.5%）

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)	32,981 (100%)	25,770 (78.1%)	15,593 (47.3%)	2,559 (7.8%)	6,419 (19.5%)
主な業種	商業	8,009 (24.3%)	6,088	584	1,802
	製造業	6,594 (20%)	5,466	430	992
	接客娯楽業	3,161 (9.6%)	2,625	309	990
	建設業	2,881 (8.7%)	2,271	305	475
	運輸交通業	2,547 (7.7%)	2,161	192	419
	その他の事業 (注6)	3,877 (11.8%)	2,721	1,550	306

(注1) 主な業種を掲載しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕及び労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
32,981	8,350 (25.3%)	13,756 (41.7%)	4,835 (14.7%)	2,833 (8.6%)	2,207 (6.7%)	1,000 (3.0%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
32,981	3,997 (12.1%)	8,144 (24.7%)	3,604 (10.9%)	3,322 (10.1%)	4,237 (12.8%)	9,677 (29.3%)

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

例えば、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場（接客娯楽業）に立入調査を実施した事例が紹介されています。  
この事例では、次のような指導を実施したということです。

●労働者4名について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月130時間）が認められたことから、指導を実施。

●時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の情報を産業医に情報提供を行っていなかったことから、指導を実施。

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000667303.pdf>